

特別永住者・永住者の方へ 外国人登録証明書の切り替えはお済みですか？

外国人登録法の廃止（2012年7月9日）により、外国人登録証明書は、一定の期間、新しくできた『特別永住者証明書』・『在留カード』とみなされていますが、原則として2015年7月8日までに、外国人登録証明書から特別永住者証明書または在留カードに切り替える必要があります。切替期限の数か月前から、多くの方が申請窓口に来庁され、大変な混雑が予想されますので、早めの切り替えにご協力をお願いします。対象となる方は下表のとおりです。

	対 象		切り替える期限	手続きの場所
特別永住者の方	2012(平成24)年7月9日に16歳以上であった方	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が2015(平成27)年7月8日までの方	2015(平成27)年7月8日まで	茂原市役所市民課（2階） ☎(20)1502、 FAX(20)1600へ。
		次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が2015(平成27)年7月9日以降の方	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日まで	
	2012(平成24)年7月9日に16歳未満であった方		16歳の誕生日まで	
永住者の方	2012(平成24)年7月9日に16歳以上であった方		2015(平成27)年7月8日まで	地方入国管理局等 (茂原市の最寄は千葉出張所) ☎043(242)6597 外国人在留総合 インフォメーションセンター (午前8時30分から 午後5時15分)
	2012(平成24)年7月9日に16歳未満であった方	2015(平成27)年7月8日までに16歳の誕生日が到来する方	16歳の誕生日まで	
		2015(平成27)年7月9日以降に16歳の誕生日が到来する方	2015(平成27)年7月8日まで	

◎2012(平成24)年7月9日に16歳未満であった方で、16歳の誕生日が「切り替える期限」となる方は、16歳の誕生日の6か月前から16歳の誕生日までに有効期間の更新を行ってください。

お問い合わせは、◎特別永住者の方

市民課（2階）☎(20)1502、FAX(20)1600、

◎永住者の方

法務省入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター

☎0570-013904（IP電話・PHS・海外からは03(5796)7112）

HP：<http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/kirikaenoosirase.pdf>

茂原市ゆたか土地区画整理地区内の宅地（保留地）を好評分譲中

茂原市ゆたか土地区画整理組合では、土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり宅地(保留地)の分譲を行っています。

所在地	茂原市ゆたか土地区画整理事業施行地区内(JR新茂原駅より徒歩7分～15分)
一般保留地	43区画
平均区画面積	62坪
平均分譲価格	463万円
平均価格	74,600円/坪
用途地域	①準住居地域 ②第1種住居地域 ③第1種中高層住居専用地域 ④第1種低層住居専用地域
建ぺい率	①②③60%、④50%
容積率	①②③200%、④100%
道路	4・5・6・10・12・20m（私道負担なし）
公園	1箇所（5,100㎡）
設備	上下水道・都市ガス完備
申込方法	茂原市ゆたか土地区画整理組合へ保留地買受申込書を提出。審査後、同組合から売却決定通知書を交付、その後所定の期日までに売買契約を締結。

緑と青空と薫風。



お問い合わせは、茂原市ゆたか土地区画整理組合 ☎(22)6088

都市整備課（8階）☎(20)1548、FAX(20)1606へ。